

平取かつら園短期入所生活介護事業所
利 用 契 約 書

社会福祉法人 平取福祉会

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 平取福祉会（以下「事業者」という。）は、契約者が平取かつら園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（以下、総称として「短期入所生活介護」という。）サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法の主旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対して、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

第2条（契約の期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了までとします。ただし、契約期間の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（介護保険給付・介護保険予防給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付・介護保険予防給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話を提供するものとします。
- 2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとします。

第4条（介護保険給付・介護保険予防給付対象外サービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供します。
 - ① 居住の提供
 - ② 食事の提供
 - ③ 契約者が選定する特別な食事の提供
 - ④ 契約者に対する理美容サービス
 - ⑤ 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション・行事
 - ⑥ その他の生活サービス内容については、別紙「重要事項説明書」に記載しております。
- 2 事業者は契約者の合意に基づき、介護保険給付・介護保険予防給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供することができます。
- 3 前1項及び2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族に対してわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は介護度に応じた第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定

める所定の料金体系に基づいたサービス料金から介護保険給付・介護保険予防給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。但し、契約者が介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス料金をいったん支払うものとします。(償還払い)

- 2 第4条に定めるサービスを受けた場合は、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（オムツ代金を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、前3項に定めるサービス料金を、1ヵ月ごとに計算し、請求しますので、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第6条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者が、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業所に申し出るものとします。
- 2 契約者が利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める取消料をお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由ある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、利用期間中であってもサービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務及び第10条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づき義務を、事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項による契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 第5条第1項に定めるサービス料金について、介護保険給付費・介護保険予防給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更できるものとします。
- 2 契約者の経済的事情により、負担限度額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由があった場合、事業者は、当該介護保険給付・介護保険予防給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前2項による変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
- 6 契約者は、前項の変更に同意できない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関と連携し、契約者から聴取・確認し、サービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその家族の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

第9条（守秘義務）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用の施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認めた場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合事業者は契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第11条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い自己の責任に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められた場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認めるときに限り、賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意に告げる、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が生じた場合

第 13 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業所は、本契約の有効期間中、天災等その他の自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて所定のサービス利用料金の支払いを請求することができないものとします。

第 14 条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な責務について、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 身元引受人は、前項の責任の他、次に定める責任を負います。
 - ① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続きを円滑に遂行すること
 - ② 本契約が終了した場合に事業者と協力して契約者の状態に応じた受け入れ先を確保すること
 - ③ 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに遺体及び遺留品の引き取りなど必要な処理を行うこと
- 3 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことが出来ます。
- 5 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に遺留品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の遺留品を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引きくことができるものとします。
- 6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは辞退等した場合には、新たに身元引受人を立てるようになると共に、前身元引受人との利用料などの経済的な責務等につき、新身元引受人は契約者と連帯してその履行の責任を負うものとします。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 契約者が死亡した場合
 - ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合

- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 施設の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は解除された場合
 - ⑥ 第15条から第17条に基づく本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了した場合には、契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は解約を希望する2日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時解約することができます。
- ① 第7条第6項により本契約を解約する場合
 - ② 契約者が介護老人福祉施設等に入所した場合
 - ③ 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なくサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらなかった場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれを支払われない場合
- ③ 契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合

第19条（精算）

第14条第1項第②号から第⑥号により本契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第10条第3項その他の事項に基づく義務を事業者に対して負っているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定めていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・事業者が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

住 所
契 約 者 氏 名 ⑩

代筆者氏名

（続柄 ） ⑩

（代筆による契約の場合は代筆者の印鑑のみで可）

住 所 北海道沙流郡平取町本町 50 番地 12
事 業 者 名 社会福祉法人 平取福社会
代 表 者 氏 名 理事長
山 岨 俊 紀 ⑩